

加古川市風しん第5期定期接種における実施期間延長に伴う
接種費用償還払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく風しん第5期定期接種について、ワクチンの大幅な供給不足により実施期間内に接種することができず、実施期間を超えて接種した者について、当該接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(償還払いの対象者)

第2条 市は、次の各号のすべてに該当するもの（償還払いと同種のものであると本市が認める措置による費用の助成を本市以外の市区町村から受けた者を除く。）に対して償還払いを行う。

- (1) 接種日時点で本市に住民登録がある昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であること。
- (2) 風しん第5期定期接種の対象者（令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者）で、乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン（以下、「MRワクチン」という。）の偏在等が生じたことにより、令和7年3月31日までに接種ができなかった者であること。
- (3) 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間に日本国内の医療機関でMRワクチン若しくは風しん単独ワクチンを接種し、実費を負担したこと。

(償還額の支給等)

第3条 市長は、第6条第2項の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の実費に相当する額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。ただし、償還額の上限は、10,296円とする。

- 2 償還額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等）は対象としない。

(償還払いの申請及び支給の方法)

第4条 償還払いを受けようとする者は、風しん第5期定期接種における実施期間延長に伴う償還払い申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が第2号に掲げる書類を添付することができない場合には、風しん第5期定期接種における実施期間延長に伴う償還払い申請用証明書（様式第2号）の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額を証明できる書類（原本）
- (2) 接種済みの予診票（写し）

- 2 市長は、前項の規定により書類等が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定による提出された書類等に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(申請期限)

第5条 償還払いの申請期限は、令和9年3月31日とする。

(審査及び支給決定)

第6条 市長は、償還払いを受けようとする者から提出された書類等に基づき、償還払いの可否を審査するものとする。

2 市長は、第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことを決定したときは、風しん第5期定期接種期間延長に係る接種費用支給決定通知書(様式第3号)により、行わないことを決定したときは、風しん第5期定期接種期間延長に係る接種費用不支給決定通知書(第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 償還払いは、申請者から指定された接種者本人金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、支給を行った償還払いの返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第10条 市長は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、風しん第5期定期接種期間延長に係る償還払い申請書兼請求書で取得している同意の範囲内で、官公署その他関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、または事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。